

市立幼稚園における実効性のある事故対応マニュアル

の整備・活用について

【自己発意調査として選定した理由】

平成 26 年度審査案件の一つに、園児の事故への対応に起因して、個々の教員の指導力や教員配置に対する要望があり、政策的な事柄は当審査会では判断できないとしたが、事故が起きた園に対し、日頃の担任の先生と保護者との情報交換や意思疎通、対応の在り方、また万が一事故が発生した場合の対応マニュアルを充実させ、教職員間で有効活用を求める意見を述べた。

当審査会では、この調査の過程で園児の事故に対するマニュアルが有効に活かされていないのではないかと考えた。そこで本市の他の幼稚園における事故対応時のマニュアルがどのように整備され、かつ有効に活用されるようになっているかどうかについて、自己発意調査として確認、検討することとした。

【所管部署】

教職員課、学校支援課

【当行政苦情審査会の意見の趣旨】

事故発生時の対応マニュアルは、それぞれの園で作成されているものと考えられる。しかし、本件の例のように実際に活用されていない状況も見受けられる。

これを機に、所管部署で速やかに基本的な事故対応マニュアルを作成し、各園に提示をして、各園の実情に合わせて再確認・検討したうえで、実効性のある事故対応マニュアルを整備・活用されたい。

【調査・検討内容及び意見の理由】

園児の事故後の幼稚園の対応などについて教職員課に確認したところ、その概要は以下のとおりであった。

(質問)

- ・当該幼稚園の園児の事故については、他の市立幼稚園でも情報を共有しているのか。
- ・情報共有が図られているとしたら、具体的にどのような方法で共有を図ったのか。

<回答>

- ・園児の事故については、園長会で事故の経緯と対応について他の市立幼稚

園でも情報共有している。

(質問)

- ・具体的な再発防止策についてはどう考えているか。

<回答>

- ・事故が発生した際の対応について市立幼稚園に再確認させ、まず、それぞれの幼稚園が本年度中に事故対応マニュアルの整備・修正をするよう教頭会に指示した。

(質問)

- ・教育委員会で各園の事故報告をデータベース化し、各園で情報を共有しているのか。

<回答>

- ・園児の事故は学校支援課、教職員の事故は教職員課が集約している。それを基にデータベース化している。また、大きな事件・事故については、園長会で情報共有をしている。

(質問)

- ・当該幼稚園の園児の事故を契機に、園児の事故に対応する全市統一のマニュアル作成は考えているか。

<回答>

- ・統一したマニュアルを作成する予定はない。なぜならば、市立幼稚園は、兼務園長の園、教頭職のいない園、養護士（学校の養護教諭と同様の仕事をする職員）のいない園などがあり、統一したマニュアルの作成が難しいからである。ただし、より実態に即したマニュアルにするため、各園で共通に記載すべき内容を教育委員会より指示し、見直しをしたマニュアルの作成を求める予定であり、来年度、教頭会で各園の事故対応マニュアルについて検討協議していく場を設定させる。

また、11 市立幼稚園それぞれの園児の事故への対応マニュアルについて、教職員課を通して確認したところ、以下のとおり、緊急連絡体制や具体的なケースをそれぞれ事故発生フローチャートにより記載した詳細なマニュアルを整備している園がある一方、すべてのケースを救急連絡体制として一括りにした簡単なマニュアルを整備してある園もあり、内容・レベルともにばらつきがあった。

- ・園内緊急連絡体制のみ---5 園
- ・園児の事故対応について---1 園 *本件事故発生後修正あり
- ・事故災害発生時の対処・救急及び緊急連絡体制+参考資料---1 園
- ・管理下における事故と幼稚園の対応について（火災、水害、不審者対応、事故対応等）---1 園

- ・緊急連絡体制＋具体的対応---1園
- ・危機管理マニュアル---1園
- ・作成中---1園

以上のことを踏まえ、個々に状況が違うので完全に統一したマニュアルまでは作成できなくとも、基本的な部分を統一したマニュアルの整備は必要であると考えます。

なお、基本的な部分の項目としては、関係機関等を網羅した緊急連絡網、怪我等に応じた応急処置（初期対応）、園内事故におけるフローチャート及び保護者へのマニュアルの開示を標準的なものとして盛り込んでいく必要があると考えます。

一方、怪我などの緊急時にしっかり対応するためにはマニュアルを作成するだけでは足りず、必要に応じて各園で、職員・園児が参加する訓練や職員間でのマニュアルの読みあわせなど情報共有を行うなどの対応を望む。